

白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の概要

1 改正の理由

消防団員の報酬等について、国が定めた報酬等の標準額等に基づき、消防団員の適切な報酬等の水準となるよう見直し、消防団員の処遇改善を図るため、白岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第12条第1項関係

国が定めた「非常勤消防団員の報酬の基準」に則り、「年額報酬及び出動報酬」について規定する。

(2) 第12条第2項関係

埼玉東部消防組合の構成市町等との年額報酬の水準の均衡を図るため、各階級に対する年額報酬を規定する。

(3) 第12条第3項関係

年度の中途において新たに団員に任命された者又は団員を退職した者に支給する年額報酬の額を定める期間を規定する。

(4) 第12条第4項関係

年度の中途において階級の変更があった団員に支給する年額報酬の額を定める期間を規定する。

(5) 第12条第5項関係

団員が災害の発生等のため職務に従事した場合の出動報酬を規定する。

(6) 第12条第6項関係

団員への報酬の支給方法を規定する。

(7) 第13条関係

団員が会議に出席したときの費用弁償及び職務のため旅行したときの旅費の支給を規定する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 附則第2項関係（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に消防団員の報酬等を規定することから、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する消防団を削る。

(参考) 年額報酬に係る国基準及び隣接市との比較

○国基準及び白岡市 (現状・見直し案)

(単位：円)

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
国基準	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	36,500
白岡市 (現状)	136,800	110,100	81,200	68,800	57,700	52,200
白岡市 (見直し案)	181,500	137,500	104,500	88,600	72,600	65,600
増額幅	+44,700	+27,400	+23,300	+19,800	+14,900	+13,400

○埼玉東部消防組合管内 (隣接市)

(単位：円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
久喜市	184,000	140,000	109,000	90,000	67,000	57,000
宮代町	179,000	135,000	100,000	87,100	78,200	74,100
平均	181,500	137,500	104,500	88,550	72,600	65,550

(参考) 出動報酬及び費用弁償に係る比較

○国基準及び白岡市(現状・見直し案)

(単位:円)

	水火災出動 (放水有)	水火災出動 (放水無)	警戒 出動	訓練 出動	その他 出動	費用 弁償
国基準	1日8,000		(災害以外) 出動の態様や業務の負荷、 活動時間等を勘案し、標準額 (8,000)と均衡のとれた額			—
白岡市 (現状)	1回(6h) 5,000	1回(6h) 3,000	1回(6h) 3,000	1回(6h) 1,300	1回(6h) 1,300	1日1,300
白岡市 (見直し案)	1日 4h未満 4,000 4h以上 8,000		1日2,000	1日2,000	1日2,000	1日1,300

○埼玉東部消防組合管内+隣接市(さいたま市・春日部市・蓮田市)

(単位:円)

	水火災出動 (放水有)	水火災出動 (放水無)	警戒 出動	訓練 出動	その他 出動	費用弁償
久喜市	1回(2h以内) 3,500	1回(2h以内) 2,500	1回(3h以内) 2,000	1回(4h以内) 2,000	—	1日2,000
宮代町	1回(2h以内) 3,500	1回(2h以内) 2,500	1回(3h以内) 2,000	1回(4h以内) 2,000	—	1日2,000
幸手市	1回(4h)2,200 ※4h超1回加算				—	1日2,000
加須市	—		日額1,200			1日1,200
杉戸町	1日8,000		1日4,000	1日4,000	—	1日1,000
蓮田市	4h未満 4,000 4h以上 8,000		2,000			1日1,800
春日部市	1日8,000		1回2,000	1回4,000	1回1,500	1日2,200
さいたま市	1回(4h)4,000 ※4h超毎4,000加算		1回(4h)3,000 ※4h超毎3,000加算			1日3,000